

土岐市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年5月改定

目 次

はじめに

- 1 背景
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市計画作成の経緯
- 3 市行動計画の対象とする感染症
- 4 計画の見直し

I 新型インフルエンザ等対策の基本方針

- 1 目的
- 2 県行動計画における発生段階の取扱い
- 3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定
- 6 対策推進のための役割分担
- 7 行動計画の主要7項目

II 各段階における対策

- 0 未発生期
 - 1 県内未発生期
 - 2 県内発生早期
 - 3 県内感染期
 - 4 小康期

別添

- ・ 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

はじめに

1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画作成の経緯

平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。））に規定されている。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、特措法第 8 条の規定に基づき、土岐市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定めるものである。

市行動計画は、政府の新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

市行動計画は、平成 21 年 3 月に作成した土岐市新型インフルエンザ対策行動計画を基に、特措法や政府行動計画及び県行動計画を踏まえた改定案を検討し、特措法に基づく学識経験者から意見聴取に加え、パブリックコメント（平成 26 年 5 月）を実施し、平成 26 年 5 月に決定・公表した。

3 市行動計画の対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

4 計画の見直し

政府行動計画及び県行動計画については、今後の新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見及び新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとされているため、本市行動計画についても必要に応じて変更を行うものとする。

I 新型インフルエンザ等対策の基本方針

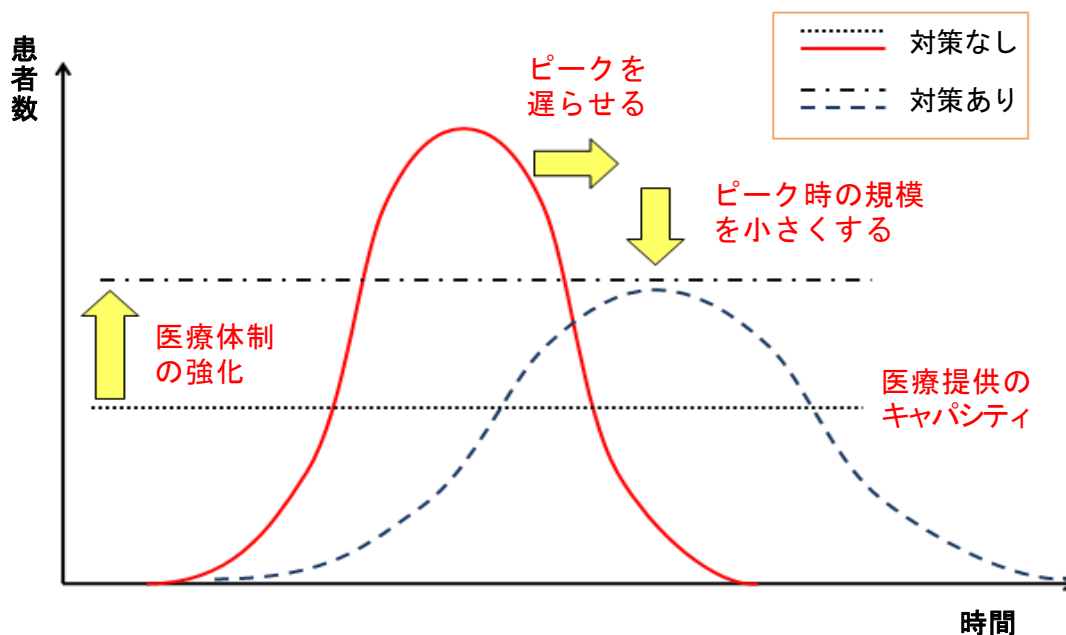
1 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けることはできない。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

図1 対策の効果 概念図



イ 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 県行動計画における発生段階の取扱い

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階を別に定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断するものとする。(表1、図2)。

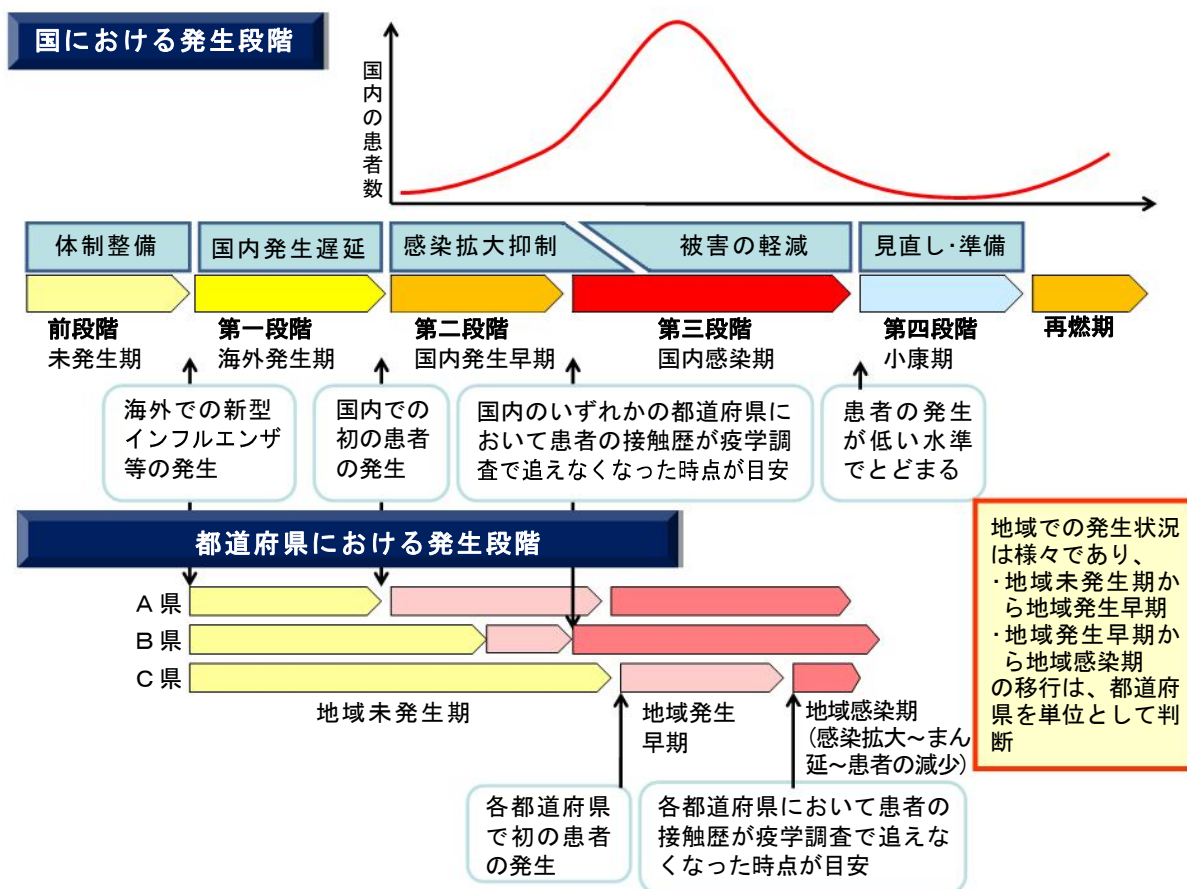
国、市、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

表1 発生段階

流行状態	発生段階	
	県行動計画	政府行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内未発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	国内感染期
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

図2 国及び地域（都道府県）における発生状況



3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。あらかじめ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の事項を基本とする一連の流れを持った戦略を確立する。

ア 発生前の段階

発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築に加え、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチン接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を行う。

イ 発生が確認された段階

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

県内での患者が確認されるまでの間は、県等と連携し、感染者の早期発見及び感染拡大の防止を図る。

ウ 県内で発生が確認された段階

県内で患者が確認された当初の段階では、県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれがある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等や不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

エ 県内で感染が拡大した段階

県内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保、市民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行う。

なお、社会の緊張により、予期しない事態が生ずることも考えられるため、社会の状況に応じて臨機応変に対処していく。

オ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある場合

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある場合の新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

ア 国、県等との連携協力

国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生したときに特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は事業計画に基づき、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

イ 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用等制限等の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする(特措法第5条)。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

ウ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

エ 関係機関相互の連携協力の確保

土岐市新型インフルエンザ等対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その養成の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

オ 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さに左右されるものであり、現時点でその流行規模を予測することは難しいとされている。

市行動計画の策定に当たっては、県行動計画において想定される流行規模に関する数

値を置き（表2）、対策を検討していくこととする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となり得ることも念頭に置くことも重要である。

表2

項目		市内	県内
流行期間		約8週間	
患者（人口の25%）		約15,300人	約52万人
受診者数		約5,900人 ～約11,800人	約20万人 ～約40万人
中等度※1 （致命率0.53%）	入院患者 （1日あたり最大）	約250人 （約50人）	約8,600人 （1,600人）
	死亡者数	約80人	約2,800人
重度※2 （致命率2.0%）	入院患者 （1日あたり最大）	約960人 （約190人）	約32,500人 （約6,500人）
	死亡者数	約310人	約10,400人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度	

※1：アジアインフルエンザ並み

※2：スペインインフルエンザ並み

6 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し（特措法第18条第1項）、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

（２） 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

ア 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たすとともに、市町村との緊密な推進を図る。

イ 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（３） 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

（４） 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）。

- ・ 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
- ・ 指定地方公共機関：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製

造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第 4 条第 3 項）

(6) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

7 行動計画の主要 7 項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする」ことを達成するための対策について、「①実施体制」、「②サーベイランス・情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤予防接種」、「⑥医療」、「⑦市民の生活及び経済の安定」の 7 項目に分けて立案している。各項

目ごとの対策については、発生段階毎に記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおりとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、県、市、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、「**土岐市新型インフルエンザ等対策検討委員会**」を開催し、事前準備の進捗を確認し、関係各部等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

また、関係部等においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

ア 土岐市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、速やかに、土岐市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止し、社会機能の維持を図る。

組織

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部長等

所掌事務

- ・ 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・ 市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他新型インフルエンザ等対策に関すること。

設置

政府対策本部が設置された場合は、速やかに市対策本部を設置する。

《土岐市新型インフルエンザ等対策本部の構成》

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部長：総務部長、市民部長、経済環境部長、水道部長、建設部長、消防長、
土岐市立総合病院事務局長（その他市長が任命する職員）

《土岐市新型インフルエンザ等対策検討委員会の構成》

委員：総務部長、市民部長、総務課長、秘書広報課長、総合政策課長、家畜診療
所長、福祉課長、環境課長、学校教育課長、消防本部総務課長、土岐市立
総合病院総務課長、土岐市立総合病院医事課長、健康増進課長

(2) サーベイランス・情報収集

国及び県等が企画する各種サーベイランスにより得られるインフルエンザに関するさまざまな情報等を収集・分析し、効果的な対策を早期に実施する。

なお、未知の感染症である新感染症が発生した場合は、国がWHO等の国際機関と連携し構築するサーベイランス体制の構築等に協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、マスメディア、ホームページ、広報を含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、県等と連携して、学校、医療機関、事業者等に情報提供する。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供について

発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がな

されたのか等) や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

情報の提供に当たっては、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、ここに打ち消す情報を発信する必要がある。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災無線等を活用する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任がないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えることが重要である。

② 市民の情報収集の利便性の向上

関係省庁の情報、県や市の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、対策本部が情報を集約・共有する体制を構築する。(市対策本部は、広報班の設置が必要。) コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながるものである。

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

地域対策・職場対策については、個人における対策のほか、職場における感染対

策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

(5) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

イ 特定接種

(イ - 1) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益

性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定される。

（イー２）特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員については、県を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。また、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民接種

（ウー１）住民接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種として行われる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種として行われる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り

抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ政府対策本部により決定される。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(ウー2) 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施する。そのため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

エ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

オ 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(6) 医療

県等からの要請に応じ、以下の対策等に適宜、協力する。

県行動計画の医療の項目を記載 P22～P25

(7) 市民の生活及び経済の安定

新型インフルエンザは、多くの国民が患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、市民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限となるよう、国、県、市、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じ、県等と連携して働きかける。

II 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目（実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、医療、市民の生活及び経済の安定）の個別の対策を記載する。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特徴、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており（特措法第18条第1項）、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

0 未発生期

<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的： 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国との連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 海外での新型インフルエンザ等発生を早期に察知するため、国、県との連携を図り、継続的な情報収集を行う。

0 - 1 実施体制

ア 市町村行動計画等の作成

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。
- ・ 市行動計画に基づき、各対策担当課において行動マニュアル等を作成する。

イ 国・県との連携強化

- ・ 国、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

0 - 2 サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する。

イ 通常のサーベイランス

- ・ 県等と連携し、県内の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、適宜、協力する。

0 - 3 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ、広報等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対

しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 整備体制等

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受け取り手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）へ情報提供の方法等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、**広報班**を設置する。
- ・ 県、指定公共機関、関係団体との情報共有を迅速に行うため、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

0-4 予防・まん延防止

ア 個人レベルでの対策の普及

- ・ 感染予防のため、市民に対し、マスク着用、咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について理解促進を図る。

ウ 水際対策

- ・ 検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。

0-5 予防接種

ア 特定接種の基準に該当する事業者の登録

- ・ 国が定める登録実施要領に沿って、国が行う事業者に対する登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付等について、必要に応じて協力する。

イ 接種体制の構築

(1) 特定接種

- ・ 特定接種の対象となる職員をあらかじめ把握するとともに、職員への接種体制を構築する。
- ・ 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ国が行う事業者支援と接種体制の構築に協力する。

(2) 住民接種

- ・ 特措法第46条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を速やかに行うため、土岐医師会、事業者、学校関係者等と協力し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団接種を行うこととし、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- ・ 円滑な実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能とするよう努める。

ウ 情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国が行う事業への理解促進に協力する。

0-6 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・ 県等からの要請に応じ、適宜、協力する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

- ・ 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。

0-7 市民の生活及び経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

- ・ 県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者を把握するとともに、その具体的手続きを決めておく。

イ 火葬能力等の把握

- ・ 県と連携して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他物資及び資材を備蓄、整備、点検する。

1 県内未発生期

<ul style="list-style-type: none">・海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態。・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。・発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的： 1) 国の水際対策との連携により、県内発生が遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国等と連携し、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 県等と連携して海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施、住民への予防接種の準備及び実施等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 - 1 実施体制

ア 体制強化

- ・海外又は国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに、「土岐市新型インフルエンザ等対策検討委員会」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。

イ 対策本部の設置

- ・新型インフルエンザ等が発生し、国が新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、市長を本部長とする対策本部を設置し、政府の基本的対処方針に基づき、市行動計画等に基づく事前準備をする。

1 - 2 サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・国、県等からの新型インフルエンザ等の情報を収集し、本部、関係機関に報告する。

イ 受診患者数の把握

- ・医師会と連携し、市内のインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

ウ 学校サーベイランス等の強化

- ・ 学校、幼稚園、保育園及び福祉施設等のインフルエンザ様症状を有する者の状況を把握する。

1-3 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 県と連携して、市民に対して、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。

イ 相談窓口の設置

- ・ 国、県から提供される Q&A 等を活用し、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、市民からの一般的な健康相談に対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。

ウ 情報共有

- ・ インターネット等を活用し、国、県、関係機関等と適時適切な情報共有を図る。

1-4 予防・まん延防止

ア 個人レベルでの対策

- ・ マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、基本的な感染予防策の徹底を強化し、啓発する。

1-5 予防接種

ア 接種体制

(1) 特定接種

- ・ 国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

- ・ 特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種の準備を行う。
- ・ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。接種の実施にあたり、病院・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団接種を行う。

イ 情報提供

- ・ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、国、県と連携して積極的に情報提供を行う。

1-6 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・ 県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

1 - 7 市民の生活及び経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・ 国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 遺体の火葬・安置

- ・ 県の依頼を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

ウ 生活相談窓口の設置

- ・ 状況に応じ、生活相談窓口を設置する。

2 県内発生早期

<ul style="list-style-type: none">・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的： 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国、県と連携し、海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

2 - 1 実施体制

ア 基本的対処方針等の決定

- ・ 国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ対策本部会議又は対策検討委員会を開催し、県内発生早期の対策を確認する。

2 - 2 サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 国、県等からの新型インフルエンザ等の情報を収集し、本部、関係機関に報告する。

イ 受診者患者数の把握

- ・ 医師会と連携し、市内のインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

ウ 学校サーベイランス等の強化

- ・ 学校、幼稚園、保育園及び福祉施設等のインフルエンザ様症状を有する者の状況を把握する。

2-3 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 引き続き、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内の発生状況と具体的な対策等を詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・ 発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないように配慮するとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害等が生じないよう冷静な対応を市民に呼びかける。
- ・ 学校・幼稚園・保育園等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・ 相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているか把握し、情報提供に反映する。

イ 相談窓口の体制充実

- ・ 市民からの相談に備え、相談窓口の体制を充実する。

ウ 情報共有

- ・ インターネット等を活用し、国、県、関係機関等と適宜適切な情報共有を図る。

2-4 予防・まん延防止

ア 個人・地域レベルでの対策強化

- ・ 発生地域の住民や関係者に対して次の依頼を行う。
 - ① 住民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - ② 事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。
 - ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。
 - ④ 公共交通機関等に対し、利用者のマスク着用の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。

イ 病院、高齢者施設等における感染対策

- ・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 県は、特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

（外出自粛等の要請）

- ・ 住民に対しては、特措法第45条第1項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の

移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位又は圏域単位）とすることが考えられる。

（施設の使用制限等の要請等）

- ・ 学校、保育所等（特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。）に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 多数の者が利用する施設（特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

2-5 予防接種

ア 接種体制

(1) 特定接種

- ・ 国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

- ・ 特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種の準備を行う。
- ・ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。接種の実施にあたり、病院・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団接種を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

2-6 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・ 県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、

その取組等に適宜、協力する。

2 - 7 市民の生活及び経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 県は、特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

(事業者の対応等)

- ・ 指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・ 登録事業者は、医療の提供並びに県民の生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- ・ 県は、国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、迅速に関係者へ周知を行う。また、その他、県において必要な対応策を速やかに検討し、対応する。

(電気・ガス・水の安定供給)

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第 52 条第 1 項）。
- ・ 水道事業者及び工業用水道事業者である市町村は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第 52 条第 2 項）。
- ・ 県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業について、岐阜県営水道業務継続計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第 52 条第 2 項）。また、市町村の水道事業等の継続を支援する。

(運送・通信・郵便の確保)

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染対策等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる（特措法第 53 条第 1 項）。
- ・ 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態

において通信を確保するために必要な措置を講ずる（特措法第 53 条第 2 項）。

- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。（特措法第 53 条第 3 項）

（サービス水準に係る県民への呼びかけ）

- ・ 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

（緊急物資の運送等）

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する（特措法第 54 条第 1 項）。
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する（特措法第 54 条第 2 項）。
- ・ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する（特措法第 54 条第 3 項）。（商工労働部、健康福祉部）

（生活関連物資等の価格の安定等）

- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

（生活相談窓口の設置）

- ・ 県及び市町村は、必要に応じ、県民の生活相談窓口の充実を図る。

（犯罪の予防・取締り）

- ・ 県警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

3 県内感染期

<ul style="list-style-type: none">・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的： 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2) 地域ごとに発生状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

3 - 1 実施体制

ア 基本的対処方針等の決定

- ・ 県等と連携して、情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 県は、特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、当該区域の市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、県による代行（特措法第 38 条）、他の市町村による応援（特措法第 39 条）の措置を活用する。

3 - 2 サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 国、県等からの新型インフルエンザ等の情報を収集し、本部、関係機関に報告する。

イ 受診者患者数の把握

- ・ 医師会と連携し、市内のインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

ウ 学校サーベイランス等の強化

- ・ 学校、幼稚園、保育園及び福祉施設等のインフルエンザ様症状を有する者の状況を把握する。

3-3 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 引き続き、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内の発生状況と具体的な対策等を詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知する。
- ・ 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・ 相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているか把握し、情報提供に反映する。

イ 相談窓口体制の充実

- ・ 市民からの相談に備え、相談窓口の体制を充実する。

ウ 情報共有

- ・ インターネット等を活用し、国、県、関係機関等と適時適切な情報共有を図る。

3-4 予防・まん延防止

ア 個人・地域レベルでの対策強化

- ・ 発生地域の住民や関係者に対して引き続き、次の依頼を行う。
 - ① 住民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。
 - ② 事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。
 - ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。
 - ④ 公共交通機関等に対し、利用者のマスク着用の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。

イ 病院、高齢者施設等における感染対策

- ・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多

数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き依頼する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 県は、特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことにより死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

(外出自粛等の要請)

- ・ 住民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、機関と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

(施設の使用制限等の要請等)

- ・ 学校、保育所等（特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。）に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 多数の者が利用する施設（特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

3-5 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・ 県内発生早期を参照する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

3-6 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・ 県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 在宅患者への支援

- ・ 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 県は、特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

（医療等の確保）

- ・ 医療機関及び医薬品販売業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講ずる（特措法第 47 条）。

（臨時の医療施設の開設）

- ・ 県は、区域内の医療機関が不足した場合、医療機関に対し、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第 10 条）等の措置を要請する。
- ・ また、県は、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を開設し、医療を提供する（特措法第 48 条第 1 項）。
- ・ 臨時の医療施設の設置は、必要に応じ、市町村長に開設を委任する（特措法第 48 条第 2 項）。
- ・ 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

3 - 7 市民の生活及び経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 県は、特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

（事業者の対応等）

- ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・ 県は、国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、迅速に関係者へ周知を行う。また、その他、県において必要な対応策を速やかに検討し、対応する。

(電気及びガス並びに水の安定供給)

(運送・通信・郵便の確保)

(サービス水準に係る県民への呼びかけ)

(緊急物資の運送等)

- ・ 県内発生早期の対策を継続する。

(物資の売渡しの要請等)

- ・ 県及び市町村は、必要に応じ、特措法第 55 条第 1 項に基づき、特定物資（新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品（抗インフルエンザウイルス薬を除く）、食品、医療機器その他衛生用品、燃料、その他内閣総理大臣が公示するもの）の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、あらかじめ同意を得ることを基本として、当該特定物資の売渡しを要請する。
- ・ なお、当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、特措法第 55 条第 2 項に基づき、当該物資等を収用する。
- ・ また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合は、特措法第 55 条第 3 項に基づき、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(生活関連物資等の価格の安定等)

- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、上記対策に加え、「岐阜県消費生活条例」（昭和 50 年条例第 29 号）、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」（昭和 48 年法律第 48 号）、「国民生活安定緊急措置法」（昭和 48 年法律第 121 号）等に基づく措置その他適切な措置を講ずる（特措法第 59 条）。
- ・ 市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市町村行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(生活相談窓口の設置)

(犯罪の予防・取締り)

- ・ 県内発生早期の対策を継続する。

(要援護者への生活支援)

- ・ 県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

(埋葬・火葬の特例等)

- ・ 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。
- ・ 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう依頼する。
- ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的か

つ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

- ・ 国が、特措法第 56 条第 1 項に基づき、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合、県は市町村へ速やかに周知する。

(事業者への支援)

- ・ 県は、新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の事業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、資金融資制度の設立等特別な金融支援を実施するなど実情に応じ適切な措置を講じる。

4 小康期

<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態・ 大流行はいったん終息している状況。
目的： 1) 市民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

4 - 1 実施体制

ア 体制・措置の縮小等

- ・ 国及び県等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、市内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

イ 対策本部の廃止

- ・ 政府が緊急事態宣言を解除したときは、速やかに市対策本部を廃止する。(特措法第37条)
- ・ 政府対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。(特措法第37条)

ウ 対策の評価、見直し

- ・ これまでの段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。

4 - 2 サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 国、県等からの新型インフルエンザ等の情報を収集する。

イ 受診者患者数の把握

- ・ 医師会と連携し、市内のインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

ウ 学校サーベイランス等の再強化

- ・ 学校、幼稚園、保育園及び福祉施設等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

4 - 3 情報提供・共有

ア 国際的、全国的な情報提供

- ・ 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・ 市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

イ 相談窓口体制の縮小

- ・ 状況をみながら、相談窓口体制を縮小する。

ウ 情報共有

- ・ 県等関係機関からの情報を共有し、第二波に備えた体制整備に関する対策の方針を把握する。

4-4 予防・まん延防止

- ・ 県等と連携し、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国等の見直しを市民に周知する。

4-5 予防接種

ア 住民接種

- ・ 流行の第二波に備え、特措法第46条（緊急事態宣言がされている場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を行う。

4-6 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・ 県等と連携して、情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じその取組等に適宜、協力する。

4-7 市民の生活及び経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 引き続き、必要に応じ、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

別添

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

① 実施体制

【国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応】

- ・ 国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、県は速やかに情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。(健康福祉部、関係部局)

【国との連携】

- ・ 県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、国との情報交換を行う。(健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部)

② サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 県は、鳥インフルエンザの発生動向等に関する国内外の情報を収集する。(健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部)

➤ 情報源

- ✓ 各省庁
- ✓ 国際機関 (WHO、OIE、FAO等)
- ✓ 在外公館
- ✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
- ✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ✓ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ✓ 地方公共団体
- ✓ 検疫所

【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- ・ 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

③ 情報提供・共有

- ・ 県は、県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び発生市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。(健康福祉部)

部)

- ・ 県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に対して情報提供を行う。(健康福祉部、関係部局)

④ 予防・まん延防止

【在外邦人への情報提供】

- ・ 県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する本県出身の邦人に対し、国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。(総合企画部、商工労働部、教育委員会、環境生活部)

【県内で鳥インフルエンザ感染者が発生した場合の人への感染対策】

(疫学調査、感染対策)

- ・ 県は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(健康福祉部)
- ・ 県及び岐阜市は、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)を実施するとともに、市町村に対し、死亡例が出た場合の対応(埋火葬・感染防止の徹底等)の実施を要請する。(健康福祉部)
- ・ 県警察本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)
- ・ 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)に対しては、外出自粛や出国自粛を要請する。(健康福祉部)

【家きん等への防疫対策】

- ・ 県は、鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、渡航者への注意喚起、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- ・ 県及び県警察本部は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。
 - 国の助言に基づき、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を実施する。(農政部)
 - 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し、自衛隊の部隊等による支援を要請する。(農政部、危機管理部門)
 - 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

⑤ 医療

【県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合】

- ・ 県及び岐阜市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。（健康福祉部）
- ・ 県及び岐阜市は、保健環境研究所・衛生試験所において、患者のインフルエンザウイルスの亜型検査を実施するとともに、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。（健康福祉部）
- ・ 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康福祉部）

【海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合】

- ・ 県及び岐阜市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健所に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ・ 県及び岐阜市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。